

インボイス制度への対応は検討しましたか？

# 本年10月よりインボイス制度スタート！

## 1 ● 適格請求書 (以下、インボイス) とは

- 売手が買手に対して、適用税率や消費税額等を伝えるもので、**現行の請求書に「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」**を追記したもの。
- インボイスを発行するには、**税務署長に登録申請書を提出し、発行事業者としての登録と、登録番号の通知を受ける必要があります。**
- これまで原則として2023年3月末までに登録申請することとされていましたが、**4月以降でも可能となりました。**

法人の場合はT+法人番号、  
それ以外の場合はT+13 桁の数字

インボイスのイメージ

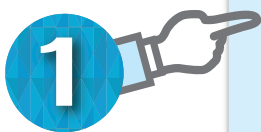
⑥	(株)〇〇御中	請求書	△△商事(株)	①
	11月分 131,200円		登録番号 T-012345...	
			③ ××年11月30日	
	日付	品名	金額	
	11/1	魚 *	5,000円	
	11/1	豚肉 *	10,000円	
	11/2	タオルセット	2,000円	
	...			
	合計	120,000円	消費税 11,200円	⑤
	8%対象	40,000円	消費税 3,200円	③
	10%対象	80,000円	消費税 8,000円	
			* 軽減税率対象	

(記載事項)

- ① 発行事業者の氏名・登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率対象品目はその旨)
- ④ 税率ごとの合計の対価の額と適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 交付を受ける事業者名



## 2 ● インボイス制度が始まるとどうなるのか



自社がインボイスを発行しないと、**販売先が取引を見直す!?**

自社がインボイスを発行しないと、販売先は**仕入税額控除**ができないので、販売先が**取引を見直す可能性**があります



仕入先がインボイスを発行しないと、**自社の税負担が増加!?**

仕入先からインボイスを入手できないと、自社は**仕入税額控除**ができないので、自社の**税負担の増加につながる可能性**があります



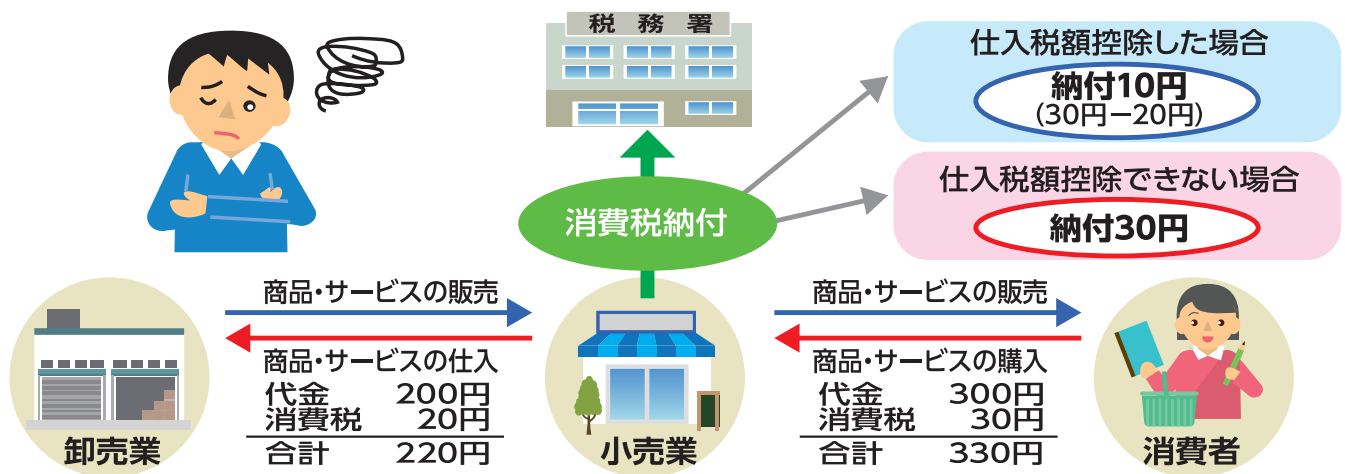
- ①のような状況にならないよう、インボイスの発行を希望する場合は、インボイス発行事業者の登録申請をご検討ください。
- 商工会議所ではインボイス制度に関する情報を発信しております。なお、制度対応について解説した小冊子を提供しておりますので、適宜ご活用ください。(※2022年9月に第2版を公表。今後、内容を追加・充実させてまいります)

インボイス制度対応  
解説小冊子は  
こちら



## (参考1) 消費税の仕入税額控除とは

仕入税額控除とは、売上に係る消費税から仕入に係る消費税を引いた金額を納税する仕組みのことです。予定どおり2023年10月からインボイス制度が始まり、仕入先(下図の卸売業)がインボイスを発行しない場合、販売先(下図の小売業)の消費税の納付額が増加します(※販売先が簡易課税事業者でない場合)

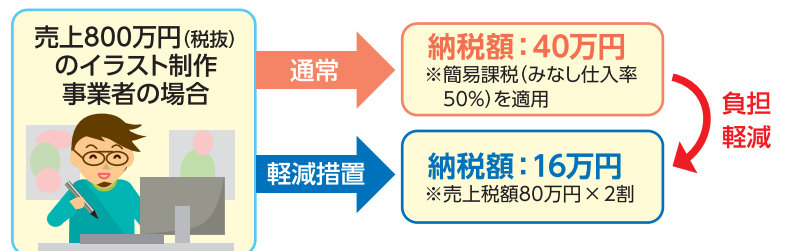


## (参考2) インボイス制度導入に伴って講じられる負担軽減措置

インボイス制度導入に係る税負担と事務負担を軽減するための措置が講じられます。主な内容は以下のとおりです。

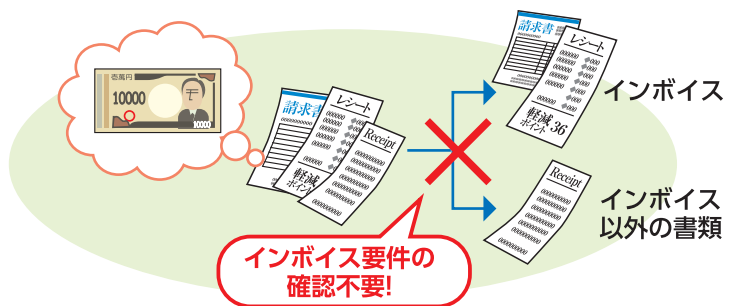
### ① 税負担の軽減 (3年間の経過措置)

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、**納税額を売上税額の2割に軽減**



### ② 事務負担の軽減 (6年間の経過措置)

前々年の売上が1億円以下または前年の上半期の売上が5千万円以下の事業者における**1万円未満の仕入については、インボイスの保存を不要**とし、帳簿の保存のみで仕入税額控除を可能に



インボイス制度に適切に対応するためには、消費税の仕組み(簡易課税制度や仕入税額控除に関する経過措置等)について正しく理解する必要があります。詳しくはお近くの税務署・顧問税理士等にお問い合わせください。

申請方法等インボイス制度の概要は国税庁の特設サイトをご確認ください。なお登録申請手続にはe-Taxを利用することをおすすめします。

インボイス制度  
特設サイト



【国税庁ホームページ】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

<消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター>  
インボイス制度に関する一般的なご相談は、国税庁コールセンターへ

【専用ダイヤル】 **0120-205-553** (無料)

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

コールセンターの  
詳細はこちら

